

が必要だ。賠償措置を行うのには、裁判所（国際仲裁裁判所の判決を含む）の判決がない限り、立法によるのが原則である。

これまで、広く戦争犯罪・人道に対する罪などの被害者全てに対して賠償を行なうための立法の提案が、有志弁護士によって試みられてきた。これは、注目すべき提案ではあっても、大きな問題がある。第一に、法的に問題が相当異なる場合を広く扱っているために、立法案の原則が立てにくいらいがある。第二に、多くの性質の異なる問題を扱うほど（一挙にすべてが解決する利点はあるが）、コンセンサスに近い合意が得がたくなるおそれがある。

何故「慰安婦」を優先するべきなのか ——新たな加害行為

筆者は、現時点では、国会議員は、日本軍「慰安婦」に対する個人賠償に限定した立法案を優先的に提案すべきと思う。上記のその他の立法には時間がかかるであろう。「慰安婦」問題の解決は、待たなしの状況だ。国連現代奴隷制部会、国際法律家委員会、通常の救済に代わる迅速かつ補足的な救済措置のための行政機関の設置を提案している。日弁連の提言も立法によって、個人賠償問題を解決すべきであると提案している。この問題に絞った、立法による解決を優先的に行うべきだと考える。関係者協力の上、国会議員のために、早急に、具体的な提案を立案すべきであろう。関係者、国会、政府は、次の事情を考慮すべきだろう。

第一に、世界のNGOと国連機関（例えば、女性に対する暴力に関する特別報告者）が日本軍「慰安婦」に焦点を絞って、調査・研究を進め、論議してきている。日本政府としても、「慰安婦」以外についての戦後五〇年問題については、十分な対応をしてこなかった。他の問題については、十分な対応の準備体制がないのではなかろうか。

第二に、筆者は、日本軍「慰安婦」問題には、次の特殊な事情があり、他の戦後五〇年問題とは切り離し

て優先解決しなければならない合理的理由があると考えるに至ったのである。

国際仲裁裁判を求める韓国の「慰安婦」被害者としてばしば面会する機会があり、日本政府の対応についての意見を聴くことができた。その度に痛感したのが、被害者は、戦時に受けた奴隷的取扱及び加害者の不処罰状態に強い怒りを抱いているのに違いないが、決してそれだけが被害でもなく、また被害者の怒りの原因でもない。被害者は、この数年間の日本政府の行為・措置にも激しい怒りを示していることに留意しなければならない。

その理由は、極めて明快である。「私たち被害者の名誉を今の日本政府が傷つけ続けている」ということだ。

日本政府の人々は、自分の立場を守るのに必死で、このような被害者の気持ちには気づかないであろう。しかし、考えても見るべきではないか。職業的売春婦ではない女性に向かって、「売春婦だ」と言っただけなら、その女性の名誉は極度に傷つくであろう。その発言者は、名誉毀損を理由に刑事・民事上の法的責任を追及されるのは当然だろう。ところが、この事件ではそれが本当に起こったのである。

筆者が会った韓国の「慰安婦」被害者達は、職業的売春婦ではなかった。ごく普通の少女だったのである。それが、日本帝国軍によって、強制的に性の奴隷にされた挙句、現在でも「売春婦呼ばわり」されていることに留意すべきだ。被害者からしてみると、「お金が欲しいので任意に売春婦になったのではないのか」と示唆される程辛いことはない。だから、被害者らは、「犯罪によって、強制的に性的奴隷にさせられたのだ」と必死に訴えているのである。

しかるに、日本政府は、「民間業者が連れて歩いたので、政府は関係がなかった」「強制的証拠はない」「日本帝国軍が行ったことは、犯罪とは認められない」と、国際法違反の違法行為ではない「などと言いつつ続けたのだ。被害者にとっては、それは、「売春婦だ」と言い続けられるのと全く同じなのである。このよ

うに被害者の名誉を傷つけ続けている現在の日本政府関係者の行為は、国際法を持ち出さずとも、日本だけでなくこの法律の下でも違法だ（在日韓国人であるソン・シンドさんの提起した訴訟では、同旨の主張がなされているという）。

日本政府は、この数年間このような違法行為を続けてきた。しかも、それを、首相、官房長官、外務大臣、内閣外政審議室、外務省、労働省などの要職にあるものが、多数共同して、国会の内外で、口頭あるいは政府公文書によって、日本ばかりか全世界のマスコミに対して言明し続けた。国連でさえも広言し続けたのであるから、その責任は重い。

これに対して、被害者は、無力な一女性に過ぎない。恥ずかしさに耐えつつ、真実を訴えて名誉を回復しようとするしか他に道がないのである。

日本政府は、「謝罪した」というかも知れない。この首相の謝罪の本身はここでは、問わないでおこう。しかし、いずれの謝罪も、戦時の日本帝国軍の行為に対するものであって、現在の日本政府が被害者を売春婦扱いした名誉毀損に対するものは一言としてなかった。日本政府が発言する度に被害者は深く傷ついたのである。この違法行為は現在のものでもあって、条約で解決済みでないことは勿論である。そして、これは、他のいずれの戦後五〇年問題にもない「慰安婦」被害者に対してだけ起こった特殊の加害行為なのである。日本は、事実関係についても、法的責任についても、この現在進行中の違法行為については、争うことはできないはずだ。この加害行為に対する謝罪を直ちにすべきである。

もし、この点に思いを馳せるなら、「慰安婦」被害者に対する謝罪と個人賠償立法を最優先すべきことについては、コンセンサスに達することができると考えられる。関係者の真剣な検討を求めたい。

（とつか・えつろう）